

平成の森使用料金表

区分			単位	使用料
ドーム	専用使用	一般	1時間につき	470円
		中学生以下	1時間につき	230円
	個人使用	一般	1人1回につき	200円
		中学生以下	1人1回につき	100円
グラウンド	専用使用	一般	1時間につき	500円
		中学生以下	1時間につき	250円
	部分使用 (1 / 2面)	一般	1時間につき	250円
		中学生以下	1時間につき	120円

- ・時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- ・市外の方の場合、上記使用料に100分の50に相当する額を加算する。
- ・営利目的で使用する場合は、上記使用料に100分の100に相当する額を加算する。
- ・入場料を徴収して使用する場合、上記使用料の100分の200に相当する額を加算する。
- ・過半数が中学生以下の団体が使用する場合、「中学生以下」の料金を適用する。
- ・算出した額に10円未満の端数が生じるときは切り捨てる。

【使用料の減免について】

次の方については、使用料の減免を受けられます。

1. 利用者が障害者でその方を介助する方 免除(1名まで)
2. 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方 半額免除
3. 生活保護受給者 半額免除
4. 真庭市ひとり親家庭等医療費受給者の属する世帯 半額免除
5. 後期高齢者医療制度の被保険者のうち低所得者1に該当する方の属する世帯 半額免除
6. 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方を構成員とする世帯で、世帯全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の世帯 半額免除

※減免を受けようとする場合は受付時に障害者手帳等の証明ができるものを提示してください。

※減免により算出した金額に10円未満の端数が生じるときには切り捨てます。